

## 三島市、裾野市及び長泉町広域消防運営計画



平成 27 年 12 月

三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会

## はじめに

近年の消防行政を取り巻く環境は、災害の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化など大きく変化しておりますが、消防は今後も更なる変化にも的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

特に、少子高齢化の急速な進展に伴う人口の減少や、今後一層厳しくなる財政状況などにより、行財政上、様々なスケールメリット等を活かした効果的・効率的な消防体制の確立が求められています。

これらの課題に対応すべく、国においては、平成 18 年 6 月に消防組織法を改正し、同年 7 月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。

これを受け、静岡県では平成 20 年 3 月に県内市町の広域化を推進するため、県全体を東部、中部、西部の 3 圏域消防本部を基本とした「静岡県消防救急広域化推進計画」を策定しましたが、全ての市町の同意が得られず、東部圏域では駿東伊豆地区の 8 市 8 町 11 消防本部で、平成 22 年 7 月から消防救急の広域化の検討がされてきました。

しかしながら、消防の広域化に対する市町の考え方の相違や消防救急デジタル無線の期限もあり、三島市、裾野市、長泉町の 2 市 1 町では、駿東伊豆地区の消防広域化には参加しないこととし、消防指令センターの共同運用、消防救急無線のデジタル化の共同整備及び消防救急広域化に関する研究協議を行うため、平成 24 年 5 月に任意協議会を設立し、消防救急の広域化について協議を進めてきました。その結果、平成 26 年 4 月には三島・裾野・長泉地区が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に規定する消防広域化重点地域に指定されました。

2 市 1 町では、「災害発生時の初動体制の強化」、「統一的な指揮の下での効果的な部隊運用」「救急業務や予防業務の専門性の強化」など消防力、救急力の向上が見込まれることから、平成 28 年 4 月を目途に広域化することが平成 26 年 5 月に合意され、平成 27 年 4 月 1 日に法定協議会を設置し、広域消防運営計画の策定に向けた協議をしてまいりました。

この広域消防運営計画は、広域化後の新たな消防本部の円滑な運営を確保するため、消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針を踏まえ策定したものであり、広域化後における住民の安心安全を司る消防体制の整備及び充実強化を図るための基本的な計画として位置付けるものです。

三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会

# 目次

第1章	現況と課題.....	1
第1	現況.....	1
1	構成市町の現況.....	1
2	消防の現況.....	4
第2	課題.....	12
1	各市町の課題.....	12
2	共通の課題.....	13
第2章	消防広域化の効果.....	15
第1	災害発生時における初動体制、増援体制の強化.....	15
第2	現状の消防力のまま広域化した場合の消防車(ポンプ車)と救急車の運用効果	16
1	消防車(ポンプ車)の運用効果.....	16
2	救急車の運用効果.....	18
第3	消防救急体制の強化.....	18
1	現場活動要員の増強.....	18
2	特別救助隊の編成.....	18
3	予防業務の強化.....	19
第4	施設等整備の充実と有効活用.....	19
1	スケールメリットを生かした消防施設及び消防車両の整備.....	19
2	はしご車の整備と有効活用.....	20
3	化学消防車の整備と有効活用.....	20
4	高齢社会に向けた、救急車の整備と適正配置.....	21
5	国の財政支援措置の活用.....	22
第5	消防本部の規模拡大による災害対応.....	22
1	大規模災害への相互出動.....	22
2	緊急消防援助隊の派遣・受援体制の強化.....	23
第3章	広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項.....	24
第1	基本的事項.....	24
1	広域化の方式.....	24
2	広域化の期日.....	24
3	共同処理する事務.....	24
第2	組織.....	24
1	消防本部の名称.....	24
2	消防本部の位置.....	24

3	組織体制.....	24
4	消防長及び消防署長の権限.....	24
5	部隊運用.....	24
6	消防指令センター.....	25
7	消防署・分遣所.....	25
8	任用.....	26
9	給与.....	26
10	福利厚生.....	27
11	階級.....	27
12	昇任.....	27
13	教育、研修等.....	27
14	被服等の貸与.....	28
第3	施設等整備計画.....	28
1	消防施設計画.....	28
2	車両更新計画.....	29
3	電算システム.....	29
第4	経費負担等.....	30
1	経費の負担割合.....	30
2	財政計画.....	30
3	財産の取扱い.....	30
第5	消防団との連携確保.....	31
1	情報の共有化.....	32
2	各種訓練等.....	32
3	災害時の活動.....	32
第6	防災・国民保護担当部局との連携確保.....	32
1	市町防災部局との担当窓口.....	32
2	災害時の対応.....	32
3	平常時の訓練等への参加.....	32
第7	各種関係機関との連携確保.....	32
第4章	資料編.....	33

## 第1章 現況と課題

### 第1 現況

#### 1 構成市町の現況

静岡県の東部に位置する三島市、裾野市及び長泉町（以下「2市1町」という。）は、世界文化遺産の富士山の麓に、東には箱根外輪山、西には愛鷹連山、南に駿河湾を望み、豊富な地下水にも恵まれ、美しい自然に囲まれた地域である。

2市1町は226.77 km<sup>2</sup>の面積に206,966人の住民が生活している。近年では、新東名高速道路や東駿河湾環状道路が開通し、東海道新幹線などの鉄道網と共に交通アクセスの利便性にも優れている。

人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計<sup>1</sup>によると長泉町を除く2市では、2010年から2040年の将来推計人口の大幅な減少が予想され、一方で老年人口は、大幅に増加し高齢化の進行が見込まれている。

<市町の面積（平成27年4月1日現在）> (km<sup>2</sup>)

項目	三島市	裾野市	長泉町	合計
面積	62.02	138.12	26.63	226.77

<市町の人口（平成27年4月1日現在）> (人)

項目	三島市	裾野市	長泉町	合計
平成27年	111,616	53,078	42,272	206,966

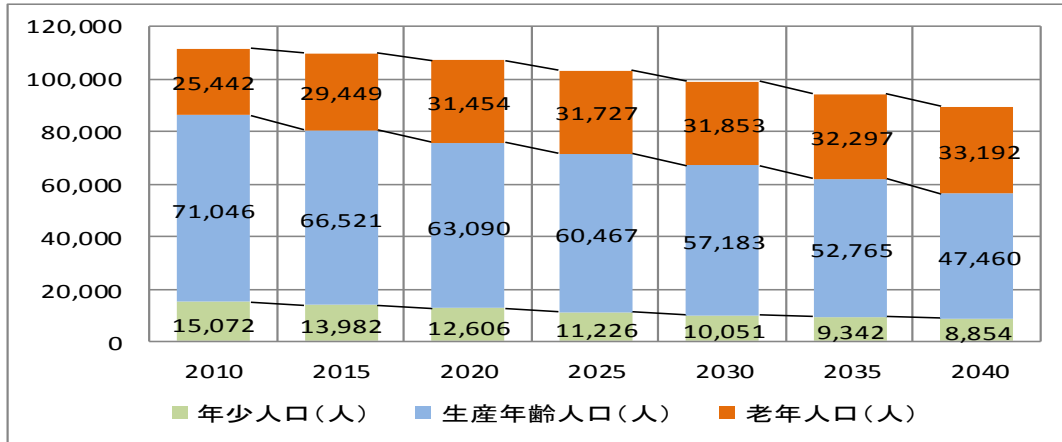
<将来推計人口> (人)

項目	三島市	裾野市	長泉町	合計
2010年(H22)	111,838	54,546	40,763	207,147
2020年(H32)	107,150	54,773	42,568	204,491
2040年(H52)	89,506	50,557	42,760	182,823
2010年(H22)の人口を100としたときの総人口の指数	80.0%	92.7%	104.9%	88.3%

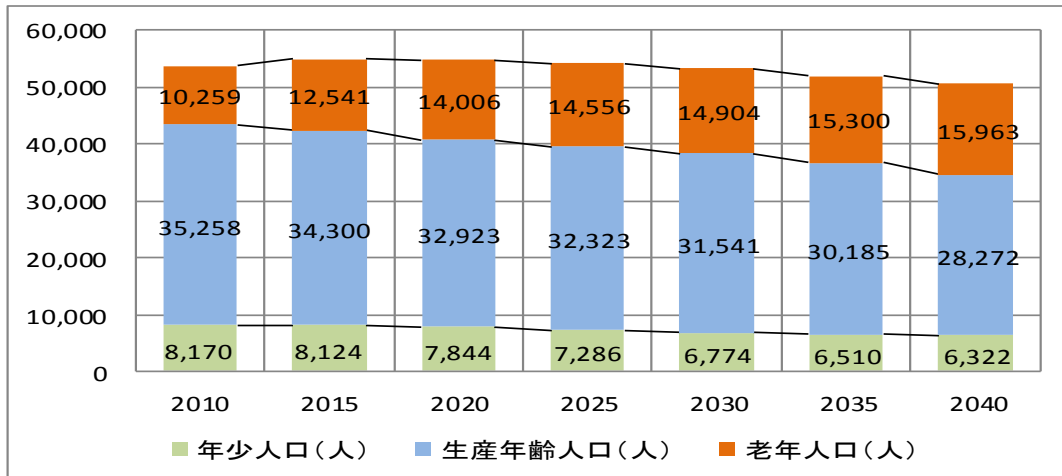
<sup>1</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

<年齢3区分による各市町の人口推移>

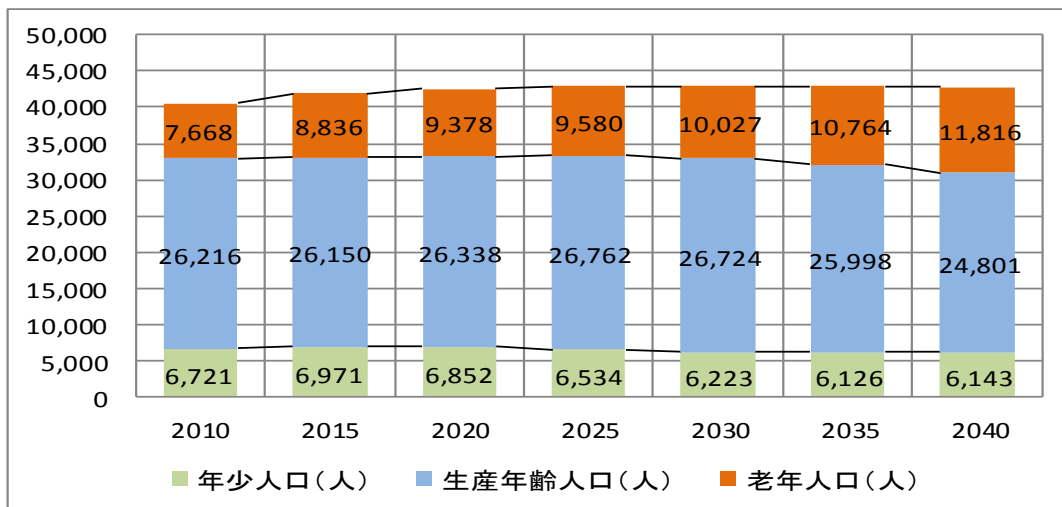
三島市



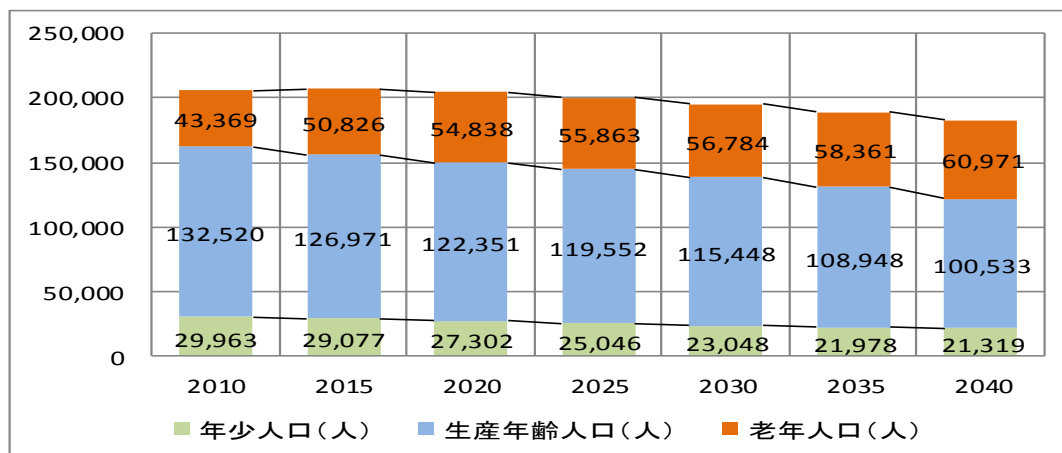
裾野市



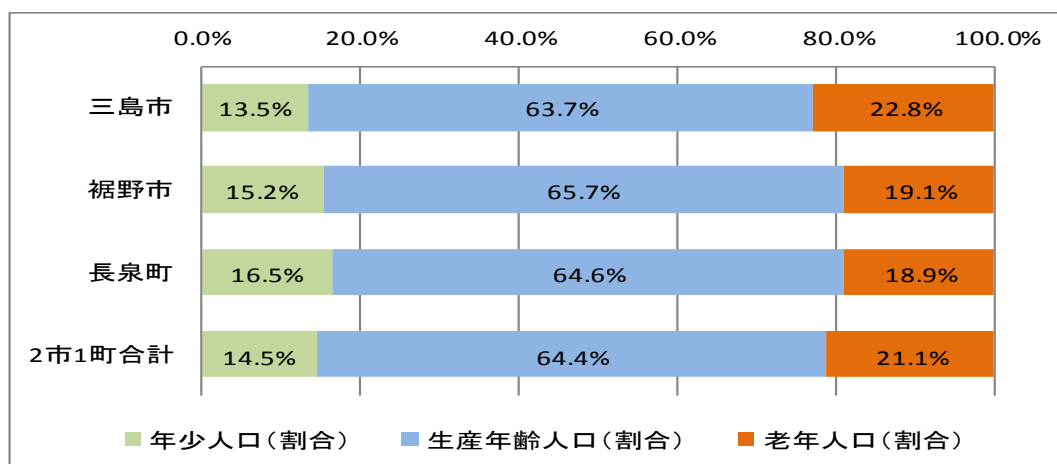
長泉町



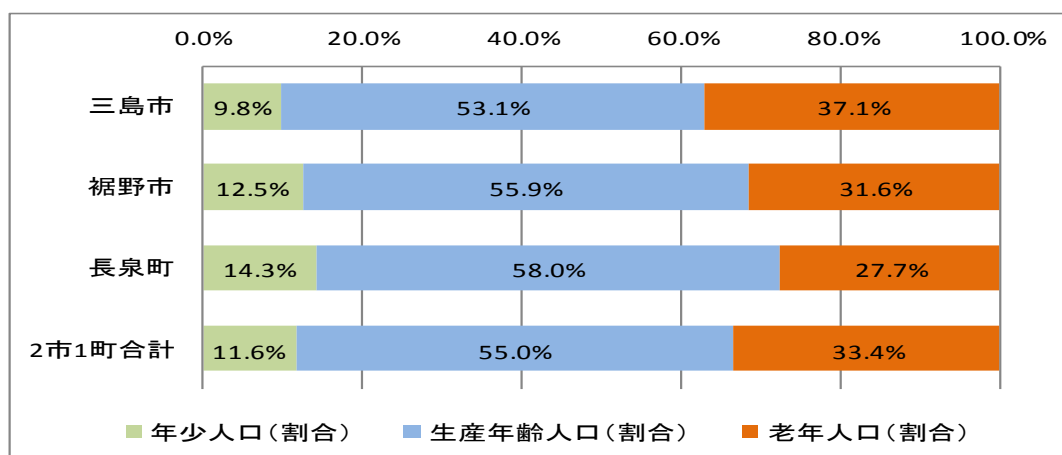
2市1町合計



<年齢3区分による人口割合（2010年（H22））>



<年齢3区分による人口割合（2040年（H52））>



## 2 消防の現況

### (1) 消防本部、消防署所の配置状況

平成 27 年 10 月 6 日<sup>2</sup>現在、各消防本部、各署所の配置状況は以下のとおりである。

<消防署所の配置>

市町名	施設名称	所在地	運用開始年月
三島市	三島市消防本部（消防署）	三島市南田町 4-40	平成 18 年 9 月
	三島消防署 北分遣所	三島市文教町 2-1-32	昭和 59 年 1 月
	三島消防署 錦田分遣所	三島市谷田（並木） 294-1	平成 9 年 3 月
	三島消防署 中郷分遣所	三島市中島 85-14	昭和 49 年 2 月
裾野市	裾野市消防本部（消防署）	裾野市石脇 515	平成 15 年 3 月
	裾野消防署 須山分遣所	裾野市須山 1545-8	平成 21 年 12 月
	裾野消防署 茶畑分遣所	裾野市茶畑 850-3	昭和 55 年 12 月
長泉町	長泉町消防本部（消防署）	長泉町中土狩 910-1	平成 元年 3 月

### (2) 消防職員の状況

平成 27 年 10 月 6 日現在、各消防本部の職員の状況は以下のとおりである。

<職員状況>

(人)

項目	三島市	裾野市	長泉町	合計
定数	1 2 0	7 7	5 5	2 5 2
実人員	1 1 8	7 4	5 2	2 4 4
所属別内訳				
消防本部	1 6	1 3	9	3 8
総務・管理課	9	8	9	2 6
予防課	5	5		1 0
警防救急課	2			2
消防指令センター	8	5	4	1 7
3 市 2 町消防指令センター <sup>3</sup>	2			2
消 防 署	9 2	5 6	3 9	1 8 7
合 計	1 1 8	7 4	5 2	2 4 4

※ 消防長及び県消防防災航空隊派遣は総務へ計上

<sup>2</sup> 三島市、裾野市及び長泉町消防指令センター運用開始に合わせ、北上分遣所を一時北分遣所に統合したことから、調査年月日を平成 27 年 10 月 6 日とした。

<sup>3</sup> 平成 28 年 3 月 31 日まで派遣。



<消防職員一人当たりの管轄人口>

(人)

項 目	三島市	裾野市	長泉町
消防職員一人当たりの管轄人口 <sup>4</sup>	9 4 6	7 1 7	8 1 2

### (3) 消防車両の状況

三島市、裾野市及び長泉町の主要な消防車両<sup>5</sup>の保有合計台数は26台あるが、三島市消防署、同錦田分遣所、同中郷分遣所を除き、他の署所では乗換え運用であり、初動で実働できる消防車両は、18台である。

<消防車両保有状況（平成27年10月6日現在）>

#### 【消防ポンプ車】

市町名	署所名称	車両名称	整備 年度	経過 年数	緊援隊 登 録	補助金
三島市	消防署	水槽付ポンプ車2号車	H15	11年	○	国庫
	北分遣所	ポンプ車1号車	H4	22年	-	-
		水槽付ポンプ車3号車 <sup>6</sup>	H10	16年	-	-
	錦田分遣所	ポンプ車5号車	H24	2年	-	-
	中郷分遣所	水槽付ポンプ車4号車	H22	5年	○	国庫
裾野市	消防署	水槽付ポンプ車1号車	H19	8年	-	国庫(防)
		ポンプ車3号車	H9	18年	-	国庫
	茶畑分遣所	水槽付ポンプ車4号車	H17	10年	-	国庫(防)
	須山分遣所	水槽付ポンプ車5号車	H14	13年	○	国庫(防)
長泉町	消防署	水槽付ポンプ車1号車	H23	4年	○	国庫
		水槽付ポンプ車3号車	H26	0年	-	-

<sup>4</sup> 管轄人口は、平成27年4月1日現在。

<sup>5</sup> 主要な消防車両とは、消防ポンプ自動車（水槽付き含む）、はしご車、化学消防車、水槽車、救助工作車、救急車をいい、非常用車両を除く。

<sup>6</sup> 北分遣所の水槽付きポンプ車3号車は、旧北上分遣所からの配置換えであり、北上分遣所隊と共に旧北上分遣所管轄を受け持つ。

【救急車】

市町名	署所名称	車両名称	整備 年度	経過 年数	緊援隊 登録	補助金
三島市	消防署	救急車 2 号車	H23	4 年	-	-
		救急車 4 号車	H22	4 年	○	国庫
		救急車 3 号車 (非常用)	H4	22 年	-	-
	北分遣所	救急車 1 号車	H16	10 年	-	-
	北分遣所	救急車 5 号車	H24	2 年	-	その他
裾野市	消防署	救急車 1 号車	H16	11 年	-	国庫(防)
		救急車 3 号車	H20	7 年	-	国庫(防)
	茶畑分遣所	救急車 2 号車	H23	4 年	○	その他
	須山分遣所	救急車 5 号車	H21	6 年	-	国庫(防)
長泉町	消防署	救急車 1 号車	H16	11 年	-	国庫
		救急車 2 号車	H20	6 年	-	-
		救急車 3 号車	H23	3 年	-	その他

【救助工作車】

市町名	署所名称	車両名称	整備 年度	経過 年数	緊援隊 登録	補助金
三島市	消防署	救助工作車	H12	14 年	-	その他
裾野市	消防署	救助工作車	H27	—	-	国庫(防)
長泉町	消防署	救助工作車	H11	16 年	-	その他

【化学消防車】

市町名	署所名称	車両名称	整備 年度	経過 年数	緊援隊 登録	補助金
裾野市	消防署	化学消防車	H27	—	-	国庫(防)

【はしご車】

市町名	署所名称	車両名称	整備 年度	経過 年数	緊援隊 登録	補助金
三島市	消防署	はしご車	H6	19年	-	-

【水槽車】

市町名	署所名称	車両名称	整備 年度	経過 年数	緊援隊 登録	補助金
三島市	消防署	大型水槽車	H11	15年	-	-

【指揮車】

市町名	署所名称	車両名称	整備 年度	経過 年数	緊援隊 登録	補助金
三島市	消防署	指揮車	H23	3年	-	-
裾野市	消防署	指揮車	H20	7年	-	-
長泉町	消防署	指令車	H12	15年	-	-

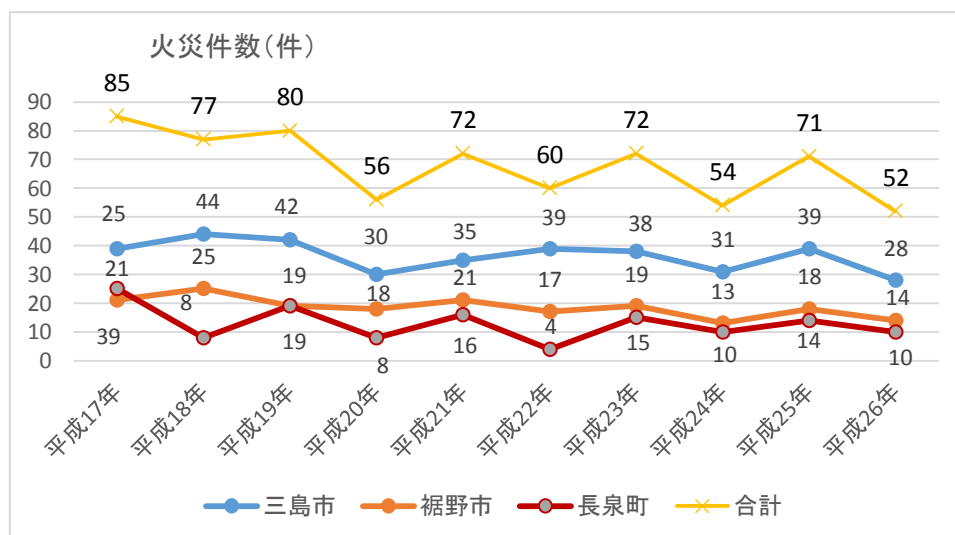
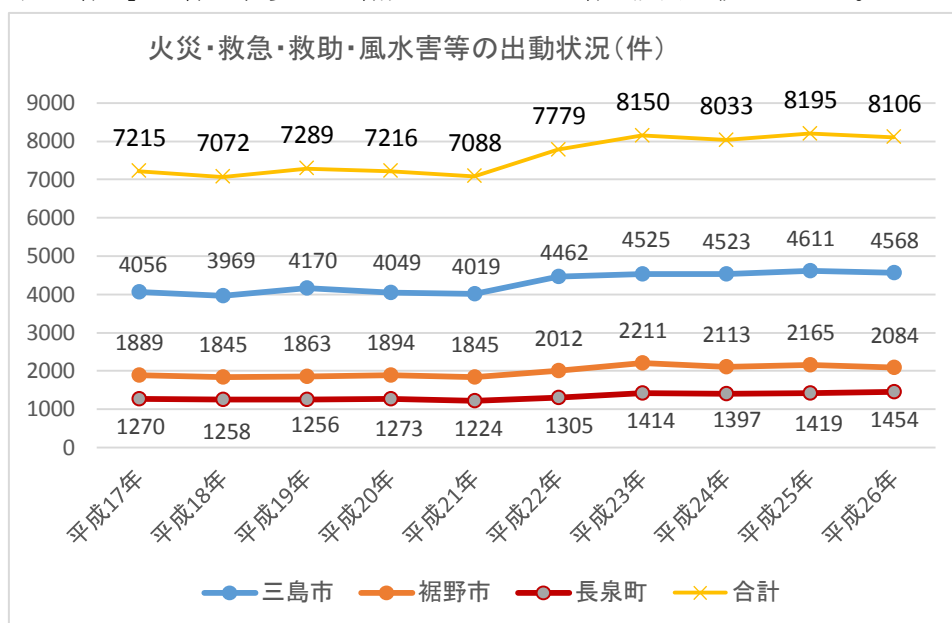
【その他車両】

市町名	署所名称	車両名称	整備 年度	経過 年数	緊援隊 登録	補助金
三島市	消防署	広報車	H14	12年	-	-
		防災車	H4	22年	-	-
		軽防災車	H24	2年	-	その他
		指令車	H17	10年	-	その他
		救急指導車	H26	1年	-	その他
		軽防災活動車	H24	3年	-	-
裾野市	消防署	広報車	H10	16年	-	-
		資機材搬送車	H26	1年	○	県費
		防火指導車	H24	2年	-	-
		連絡車 2	H17	9年	-	-
	茶畑分遣所	連絡車 1	H11	15年	-	-
	須山分遣所	連絡車 3	H21	5年	-	その他
長泉町	消防署	広報車	H17	9年	-	-
		作業車	H25	1年	-	-

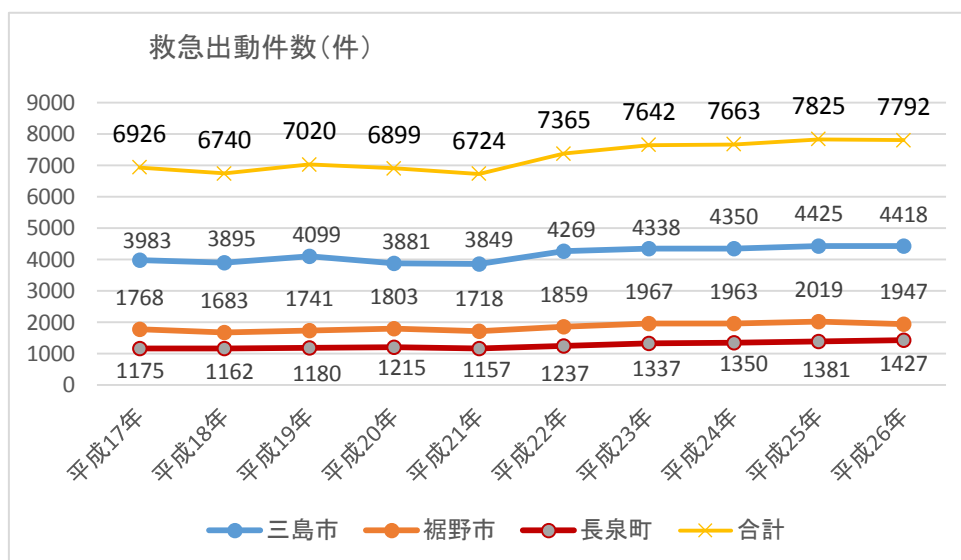
#### (4) 出動の状況

2市1町の過去10年間の出動状況<sup>7</sup>は、平成22年を境に前年と比べ10%程度増加し、その後も多少の増減はあるものの平成25年には平成17年に比べおよそ14%増の8,195件となっている。この主な要因は、救急出場の増加が影響しており、全体の95%を占めている。

分野別の状況では、火災件数については平成17年の85件が最も多く、その後も増減を繰り返し平成26年は52件と最も少なくなっている。救急出動については平成21年には僅かに減少したが、老年人口の増加が大きな要因となり、「高齢の傷病者の増加」に伴い、多少の増減があるものの増加傾向が続いている。



<sup>7</sup> 消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）：市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示す指針



#### (5) 2市1町における消防力の整備状況

市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務など消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすため、人口や市街地の形成状況などから、必要な施設や人員について定めている総務省消防庁の「消防力の整備指針」に対する消防力の整備状況は、以下のとおりとなっている。

< 消防力の整備指針に基づく整備状況 >

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

施設等	区分	三島市	裾野市	長泉町
署所数	算定数(A)	4 署所	3 署所	2 署所
	整備数(B)	5 <sup>8</sup> 署所	3 署所	1 署所
	(B)/(A)	125 %	100 %	50 %

消防ポンプ自動車	署所管理分 + 消防団管理分	算定数(A)	15 台	10 台	6 台
		整備数(B)	14 台	10 台	6 台
		(B)/(A)	93.3 %	100 %	100 %
	署所管理分	算定数(A)	7 台	4 台	4 台
		整備数(B)	5 台	4 台	2 台
		(B)/(A)	71.4 %	100 %	50 %

<sup>8</sup> 三島市は北上分遣所を北分遣所に一時統合したことから、平成 27 年 10 月 6 日現在、整備数 4 署所

はしご自動車	算定数(A)	1	台	1	台	1	台	
	整備数(B)	1	台	0	台	0	台	
	(B)/(A)	100	%	0	%	0	%	
化学消防車	算定数(A)	-	台	1	台	2	台	
	整備数(B)	-	台	1	台	0	台	
	(B)/(A)	-	%	100	%	0	%	
救急自動車	算定数(A)	6	台	3	台	3	台	
	整備数(B)	4	台	3	台	3	台	
	(B)/(A)	66.7	%	100	%	100	%	
救助工作車	算定数(A)	1	台	1	台	1	台	
	整備数(B)	1	台	1	台	1	台	
	(B)/(A)	100	%	100	%	100	%	
指揮車	算定数(A)	1	台	1	台	1	台	
	整備数(B)	1	台	1	台	1	台	
	(B)/(A)	100	%	100	%	100	%	
非常用消防ポンプ自動車	算定数(A)	1	台	1	台	1	台	
	整備数(B)	1 <sup>9</sup>	台	0	台	0	台	
	(B)/(A)	100	%	0	%	0	%	
非常用救急自動車	算定数(A)	1	台	1	台	1	台	
	整備数(B)	1	台	1	台	0	台	
	(B)/(A)	100	%	100	%	0	%	
消防本部及び署所の 耐震化等	耐震化施設	100	%	100	%	100	%	
	非常用電源設備 等の設置状況	50	%	100	%	100	%	
消防職員	現有車両数 に対する人員	算定数(A)	190	人	155	人	86	人
		現員数(B)	120 <sup>10</sup>	人	74	人	52	人
		(B)/(A)	63.2	%	47.7	%	60.5	%

<sup>9</sup> 三島市は北上分遣所を一時北分遣所に統合に合わせ再編を実施したことから、平成 27 年 10 月 6 日現在、整備数 0 台

<sup>10</sup> 三島市は退職により、平成 27 年 10 月 6 日現在、現員数 118 人

## (6) 消防費決算額の状況

一般会計決算額に対する常備消防費決算額の比率（平成 23 年度から平成 26 年度までの平均）は、三島市 3.4%、裾野市 3.8%、長泉町 3.7%である。

2 市 1 町の人口一人当たりの常備消防費決算額（平成 23 年度から平成 26 年度までの平均）は、三島市 10,238 円、裾野市 13,644 円、長泉町 12,495 円である。

<一般会計決算額と消防費<sup>11</sup>との比較>

三島市

(千円)

年 度	一般会計決算額	消防費決算額	消防費の割合 (%)
平成 23 年度	34,561,495	1,166,127	3.4
平成 24 年度	32,931,047	1,252,390	3.8
平成 25 年度	33,108,287	1,147,044	3.5
平成 26 年度	35,671,892	1,054,285	3.0
平 均	34,068,180	1,154,962	3.4

裾野市

(千円)

年 度	一般会計決算額	消防費決算額	消防費の割合 (%)
平成 23 年度	19,385,829	707,062	3.6
平成 24 年度	18,470,557	664,314	3.6
平成 25 年度	19,520,771	689,642	3.5
平成 26 年度	20,115,692	881,554	4.4
平 均	19,373,212	735,643	3.8

長泉町

(千円)

年 度	一般会計決算額	消防費決算額	消防費の割合 (%)
平成 23 年度	13,430,308	507,729	3.8
平成 24 年度	14,673,003	444,784	3.0
平成 25 年度	14,190,166	498,627	3.5
平成 26 年度	14,244,622	635,791	4.5
平 均	14,134,525	521,733	3.7

<sup>11</sup> 各市町で消防費を構成する費目が違うため、常備消防費と消防施設費（非常備消防に係る経費除く）のみとする。

<人口一人当たりの常備消防費決算額>

(円)

年 度	三島市	裾野市	長泉町
平成 23 年度	10,315	13,029	12,288
平成 24 年度	11,071	12,280	10,711
平成 25 年度	10,184	12,815	11,897
平成 26 年度	9,380	16,452	15,084
平 均	10,238	13,644	12,495

## 第 2 課題

### 1 各市町の課題

#### (1) 三島市消防本部

- ア 1 本部 1 署 3 分遣所 118 人体制
- イ 中郷地域は、市内で救急件数が多い町内もあり、救急車両の現場到着時間が遅い地区もあり、救急力の強化を図るためには、救急車の配置が必要となるが中郷分遣所の経過年数も 41 年経過しており、移転改築には多額の整備費用が見込まれる。
- ウ 平成 27 年 10 月に北上分遣所を北分遣所に一時的に統合したことに伴い、北上地区の消防車の到着時間が遅くなるため、早期に北上地区の消防署所の再配置を行う必要があるが、多額の整備費用が見込まれる。
- エ 職員数の現況から、北分遣所は消防車と救急車の車両乗り換え運用をしており、消防救急力が十分とはいえない状況である。
- オ 平成 6 年度に導入したはしご車は、導入以来 20 年以上が経過、また、救助工作車は平成 12 年度に導入以来 15 年が経過し耐用年数を迎えていることから早急な更新が必要となり多額の整備費用が見込まれる。

#### (2) 裾野市消防本部

- ア 1 本部 1 署 2 分遣所 74 人体制
- イ 御殿場市、富士市、長泉町及び三島市との市町境は、消防車や救急車等の現場到着時間が市中心部に比べ遅い状況となっている。
- ウ 昭和 55 年度に建設した茶畑分遣所は、敷地が狭いことに加え、数年後には建て替え時期を迎えるが、建て替えには多額の整備費用が見込まれる。
- エ 職員が不足していることから、須山分遣所、茶畑分遣所は消防車と救急車の車両乗り換え運用をしており、消防救急力が十分とはいえない状況である。
- オ 北部地域には大規模な事業所や高層建築物が多く、水利が乏しいことから、はしご車や水槽車等の特殊車両の整備が必要だが、多額の整備費用が見込まれることや人員配置の問題もあり、未整備となっている。



### (3) 長泉町消防本部

- ア 1本部1署 52人体制
- イ 組織が小規模であるため、重複災害時には、非番者・週休者を招集するとともに近隣市町への応援を要請しなければならず、安定した消防サービスの提供が困難な状況となっている。
- ウ 居住地域に化学系工場が隣接していること、また中高層建築物の増加により、はしご車、化学消防車を整備しなければならないが未整備となっている。  
また、同じく消防ポンプ車についても、人員配置の問題や多額の整備費用が見込まれることから、基準では4台の整備になるところ2台の整備に止まっている。
- エ 新東名高速道路での災害対応に活動部隊の増強が必要だが、人員配置の問題等で難しい状況になっている。

## 2 共通の課題

### (1) 大規模災害への対応

2市1町では甚大な被害が予想される東海地震や南海トラフ巨大地震の発生、富士山噴火などの懸念があり、大規模災害発生時には被害を最小限に抑えるため、迅速かつ的確な対応が求められる。また近年頻発するゲリラ豪雨等の風水害にも対応する必要があり、都市部に限らず複雑、多様化する災害への対応が求められるが、小規模な消防本部では、同一管内で併発した複数の事案に対処しきれないことや、緊急消防援助隊の派遣、受援体制の確立に苦慮する。

### (2) 救急需要への対応

高齢化の進展等により今後も救急需要の増加傾向が予想される。また、救急救命士法の改正などから、救命率及び社会復帰率の向上を目的として気管挿管や薬剤投与などの救急救命士が行う救急救命処置の範囲の拡大が図られ、救急救命士の資質の向上に向けた病院研修などの再教育の充実が求められているが、救急救命士などの専門教育は長期間に及ぶものもあり、勤務体制に大きく影響している。

### (3) 消防職員の不足

各消防署とも現場活動要員が不足していることから、やむを得ず日勤・本部職員による災害対応や非番職員の招集も行っている状況であり、安定した消防サービスの提供が困難な状況となっている。今後は、火災・救急等の同時発生にも対応し、消防需要を考慮しながら、地域消防防災力を高めるため、現場活動体制の拡充を図っていく必要がある。

#### (4) 消防財政

消防署所の中には、施設の老朽化や非常用自家発電設備の未設置、仮眠室の個室が確保できていない分遣所もあり、同室内で仮眠することにより、感染症の感染が懸念されるが、施設改修等には多額の整備費用が必要となる。

消防車両については、老朽化が進む一方で更新が進まない状況となっており、特にはしご車、救助工作車、化学消防車等の特殊車両は、他の車両に比較し多額な整備・維持管理費も必要となる。

各市町の財政状況は厳しい状況が続き、消防力の整備指針に基づく消防施設、消防車両を十分に整備することは容易ではなく、現有消防力の維持に努めることが最優先となっている。

## 第2章 消防広域化の効果

### 第1 災害発生時における初動体制、増援体制の強化

消防は、災害の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、その取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を担っている。

しかしながら、単独の消防本部においては、出動体制の確立、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しいことから、これを克服するために、消防広域化により、消防・救急業務に係る行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。

消防組織法第31条では、「市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」とされている。

2市1町の消防広域化の目的は、2市1町の消防体制の一層の強化であり、消防救急力の強化、住民サービスの向上である。

現在、各市町での現場活動隊数は三島10隊、裾野5隊、長泉3隊となっているが、広域化後は、現場活動隊数が18隊となることから、災害事案の発生状況にもよるが、初動体制及び増援体制の強化が図られる。

一方、三島市、裾野市及び長泉町消防広域研究協議会は、財団法人消防科学総合研究センターに依頼して「三島市、裾野市及び長泉町消防力適正配置調査」を実施した。

この調査は、消防署と消防車両を対象として、その当時の消防本部別の運用効果と、現状のまま広域化した時の運用効果を比較し、消防広域化についてどのような効果があるか整理・把握を行ったもので、調査結果の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 直近署所からの出動により、現場到着時間が短縮され、迅速な対応が可能となる。
- ② 事案が重複して発生した場合、他署所からの対応が可能となり消防力が向上する。
- ③ 組織の拡大により、大規模災害への対応力が強化される。
- ④ はしご車や化学車等、特殊車両の有効活用が図られる。

調査結果として、消防広域化で直近署所からの車両出動が可能になり、先着消防車、第2着消防車及び第3着消防車と救急車両の現場到着時間の短縮が実現し、消防救急力の強化に繋がることが具体的な数値で報告されている。

同時に、消防車両の運用効果が向上する地区の対象人口は、最大82,299人、救急車の運用効果が向上する地区の対象人口は最大30,810人であった。

特に、救急車両の現場到着時間の短縮は、「生命に危険のある心肺停止が起きたとき、4分以内に適切な処置が行うことで5割の生命が助かるが、5分後では25%、6分後では10%、8分後ではほとんど助からない。」といわれる救命率に直結するものであり、

その意義は非常に大きい。

以下、平成 24 年度に実施した平成 19 年度から平成 23 年度までの 2 市 1 町の消防救急事案の調査分析結果のデータをもとに広域化による運用効果の検証結果を明示する。

## 第 2 現状の消防力のまま広域化した場合の消防車(ポンプ車)と救急車の運用効果

### 1 消防車(ポンプ車)の運用効果

#### (1) 最先着 到着時間

市町名称	火災件数 (H19～H23)	到着できる火災の割合(累積. %)				平均走行 時間(分)
		4.5 分以内	7.5 分以内	10.5 分以内	13.5 分以内	
三島市	184	72 -	92 -	99 (2)	99 -	3.8 (-0.1)
裾野市	93	55 (2)	85 -	97 -	99 -	4.8 (-0.1)
長泉町	49	84 -	96 -	99 -	99 -	3.3 -
全域	326	69 (1)	91 (1)	98 (1)	99 -	4.0 (-0.1)

( ) 内は現状との差を表す。カバー率 0.5%未満、平均走行時間 0.05 分の変化は、変化なし「-」とした。

#### (2) 最先着 運用効果が向上する地区及び人口

市町名称	運用効果が向上する地区等	該当地区の人口
三島市	幸原町 2 丁目、佐野、佐野見晴台	5,289 人
裾野市	水窪、伊豆島田、富沢・南町	3,962 人
長泉町	上土狩、下土狩(東)、下土狩(南)、東レ三島工場	14,642 人
合計		23,893 人

※地区の平均走行時間が 0.1 分以上短縮した地区を表す。

#### (3) 第 2 着 到着時間

市町名称	火災件数 (H19～H23)	到着できる火災の割合(累積. %)				平均走行 時間(分)
		4.5 分以内	7.5 分以内	10.5 分以内	13.5 分以内	
三島市	184	47 (2)	82 (1)	95 (1)	99 (1)	5.3 (-0.2)
裾野市	93	24 (4)	75 (8)	86 -	89 -	7.4 (-0.3)
長泉町	49	84 -	96 -	99 -	99 -	3.3 -
全域	326	46 (2)	82 (3)	93 (1)	97 (1)	5.6 (-0.2)

( ) 内は現状との差を表す。カバー率 0.5%未満、平均走行時間 0.05 分の変化は、変化なし「-」とした。

(4) 第2着 運用効果が向上する地区及び人口

市町名称	運用効果が向上する地区等	該当地区の人口
三島市	西若町、寿町、一番町、文教町1丁目、末広町、幸原町2丁目、徳倉、萩、芙蓉台、佐野、佐野見晴台	15,323 人
裾野市	三菱アルミ富士製作所、麦塚、本村上中下、和泉、本茶、水窪、伊豆島田、堰原、富沢・南町、二ツ屋	9,616 人
長泉町	—	—
合計		24,939 人

※地区の平均走行時間が0.1分以上短縮した地区を表す。

(5) 第3着 到着時間

市町名称	火災件数 (H19～H23)	到着できる火災の割合(累積. %)				平均走行 時間(分)
		4.5分以内	7.5分以内	10.5分以内	13.5分以内	
三島市	184	34 (5)	76 (12)	92 (6)	98 (2)	6.1 (-0.8)
裾野市	93	4 (1)	45 (6)	63 -	87 -	9.6 (-0.3)
長泉町	49	34 -	87 -	95 -	98 -	5.6 -
全域	326	26 (9)	69 (22)	84 (17)	95 (16)	7.0 -

( ) 内は現状との差を表す。カバー率0.5%未満、平均走行時間0.05分の変化は、変化なし「—」とした。

(6) 第3着 運用効果が向上する地区及び人口

市町名称	運用効果が向上する地区等	該当地区の人口
三島市	西若町、寿町、一番町、文教町1・2丁目、壺町田、沢地、千枚原、末広町、幸原町1・2丁目、徳倉1～5丁目、徳倉、萩、芙蓉台、富士ビレッジ、光ヶ丘、東壺町田、平成台、佐野、佐野見晴台	31,976 人
裾野市	三菱アルミ富士製作所、麦塚、本村上中下、和泉、水窪、伊豆島田、堰原、富沢・南町、二ツ屋	8,798 人
長泉町	全域(現状には無い第3着消防車の運用が可能となる。)	41,525 人
合計		82,299 人

※地区の平均走行時間が0.1分以上短縮した地区を表す。

## 2 救急車の運用効果

### (1) 到着時間

市町名称	救急事案 発生件数 (H19~H23)	到着できる救急事案の割合(累積. %)				平均走行 時間(分)
		4.5 分以内	7.5 分以内	10.5 分以内	13.5 分以内	
三島市	20,411	64 (2)	87 (1)	96 (2)	99 (1)	4.4 (-0.2)
裾野市	9,084	57 (4)	88 (1)	96 -	97 -	5.1 (-0.1)
長泉町	6,096	80 -	93 -	98 -	99 -	3.5 -
全域	35,591	65 (1)	88 (1)	96 (1)	99 (1)	4.5 (-0.1)

( ) 内は現状との差を表す。カバー率 0.5%未満、平均走行時間 0.05 分の変化は、変化なし「-」とした。

### (2) 運用効果が向上する地区及び人口

市町名称	運用効果が向上する地区等	該当地区の人口
三島市	幸原町 2 丁目、徳倉、萩、芙蓉台、佐野、佐野見晴台	12,206 人
裾野市	水窪、伊豆島田、富沢・南町	3,962 人
長泉町	上土狩、下土狩(東)、下土狩(南)、東レ三島工場	14,642 人
合計		30,810 人

※地区の平均走行時間が 0.1 分以上短縮した地区を表す。

## 第 3 消防救急体制の強化

### 1 現場活動要員の増強

総務部門の統合により、現状の 2 市 1 町の現場活動要員 187 人が広域化後には 204 人に 17 人増員され、消防力の体制を強化するものである。

また、乗り換え運用を行っている救急車、特殊車両が、専従隊員による活動が行えるよう、消防力の整備指針に合わせ、適正な職員数の確保に向けた職員採用計画を策定していく。

### 2 特別救助隊の編成

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づき、専門的な教育を受けた隊員による特別救助隊を編成し、より高度な救助器具及び資機材の整備とともに職員の技術の向上を図ることができる。

### 3 予防業務の強化

防火対象物が高層化、複雑化してきているため、広域化による適正な人員配置により、予防業務の専門化、高度化を図ることができ、予防査察や防火管理指導などを強化充実させることが可能となる。

## 第4 施設等整備の充実と有効活用

### 1 スケールメリットを活かした消防施設及び消防車両の整備

三島市、裾野市及び長泉町では、平成25年度から平成27年度の3か年で「三島市、裾野市及び長泉町消防指令センター」の共同整備を進めてきたが、共同整備による財政効果は、各市町が単独で整備した場合に比較し、概ね5億円程度の低廉化が実現した。

広域化後の消防施設、消防車両の整備は、スケールメリットを活かした整備計画を策定する。

また、建て替えを予定している茶畑分遣所と北分遣所の一部については、統合し機能強化を進めることで消防救急力の向上を図ることができる。

さらに、消防車両においては、2市1町のそれぞれの消防本部が、消防力の整備指針に沿って消防車両を整備する場合、10台の増強が必要となるが、消防広域化により現行の消防車両台数であっても整備指針に定められた基準を超えることになる。

なお、現状の署所配置のままであっても広域化後は市町境をなくした広域的運用による出動計画を策定でき、広域化のスケールメリットを活かした車両運用が可能となる。

#### <広域化した場合の整備数の効果>

種別	2市1町で それぞれが整備した場合		2市1町を 一つの管轄とした場合	
	整備数／基準数	整備率%	整備数 <sup>12</sup> ／基準数	整備率%
消防ポンプ車	11 / 15	73.3	11 / 10	110.0
はしご車	1 / 3	33.3	1 / 2	50.0
化学消防車	1 / 3	33.3	1 / 2	50.0
救急車	10 / 12	83.3	10 / 8	125.0
救助工作車	3 / 3	100.0	3 / 3	100.0
指揮車	3 / 3	100.0	3 / 3	100.0
計	29 / 39	74.4	29 / 28	103.5

<sup>12</sup> 広域化した場合、現行整備車両を非常用に転換する場合があります。

## 2 はしご車の整備と有効活用

消防力の整備指針<sup>13</sup>で示すはしご車の整備基準は、一つの消防署の管轄区域に中高層建築物（高さ15m以上）がおおむね10棟以上、または百貨店、病院など用途の中高層建築物がおおむね5棟以上ある場合には、1台以上を配置するものとされている。

＜2市1町の中高層建築物棟数＞（平成27年4月1日現在）

市町名	中高層建築物棟数（4階以上）
三島市	540
裾野市	78
長泉町	157
全 域	775

近年、2市1町では市街地の中高層マンションの建築が急増し、平成27年4月には、2市1町合わせて775棟の中高層建築物が存在し、中高層建築物の住民の安全確保には、はしご車の整備が必要不可欠であるが、三島市を除く裾野市及び長泉町には整備されていない。

現状、はしご車は三島市だけに整備されているが、2市1町で広域に整備することにより、それぞれが単独で整備するよりも効果的かつ経済的なはしご車の整備と有効活用を図ることができる。

## 3 化学消防車の整備と有効活用

消防力の整備指針<sup>12</sup>で示す化学消防車の整備基準は、第4類危険物の5対象施設の施設ごとの数に、施設ごと補正係数を乗じて得た施設数により、その配置数が示されている。

また、危険物貯蔵・取扱い数量、指定数量の倍数によっても詳細に示されている。

<sup>13</sup> 消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）：市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示す指針



< 2市1町の消防法別表の第4類の状況<sup>14</sup>>

市町名	5対象施設 <sup>15</sup> 数	指定数量の倍数	貯蔵最大数量 (k1)	5対象施設のうち指 定数量の倍数が10 倍以上の施設数
三島市	65	796	492	15
裾野市	151	2,755	579	44
長泉町	111	14,914	9,247	75
合 計	327	18,465	10,318	134

2市1町それぞれが整備指針に従い整備した場合、裾野市が1台、長泉町が2台の合計3台の化学消防車が必要となるが、それぞれの市町の数値を合計し、管轄面積、規模、署所の配置状況等を勘案すれば、合計2台の整備となる。

現状、化学消防車は裾野市だけに整備されているが、2市1町で広域に整備することにより、それぞれが単独で整備するよりも効果的かつ経済的な化学消防車の整備と有効活用を図ることができる。

#### 4 高齢社会に向けた救急車の整備と適正配置

平成26年中の2市1町の救急出動件数・搬送人員は、三島市4,418件・3,913人、裾野市1,947件・1,800人、長泉町1,427件・1,332人、合計7,792件・7,045人である。

平成26年中における救急搬送者のうち、65歳以上の搬送人員は三島市2,204人、裾野市945人、長泉町702人で合計3,851人となり、全体の搬送人員のうち65歳以上の占める割合は、54.7%である。国立社会保障・人口問題研究所発表の「日本の地域別将来推計人口」<sup>16</sup>によると、2市1町における生産人口が減少し、2010年の老年人口が2040年に比べ約17,000人以上の増加が見込まれているため、今後も高齢者による救急需要が増加していくことが予測できる。

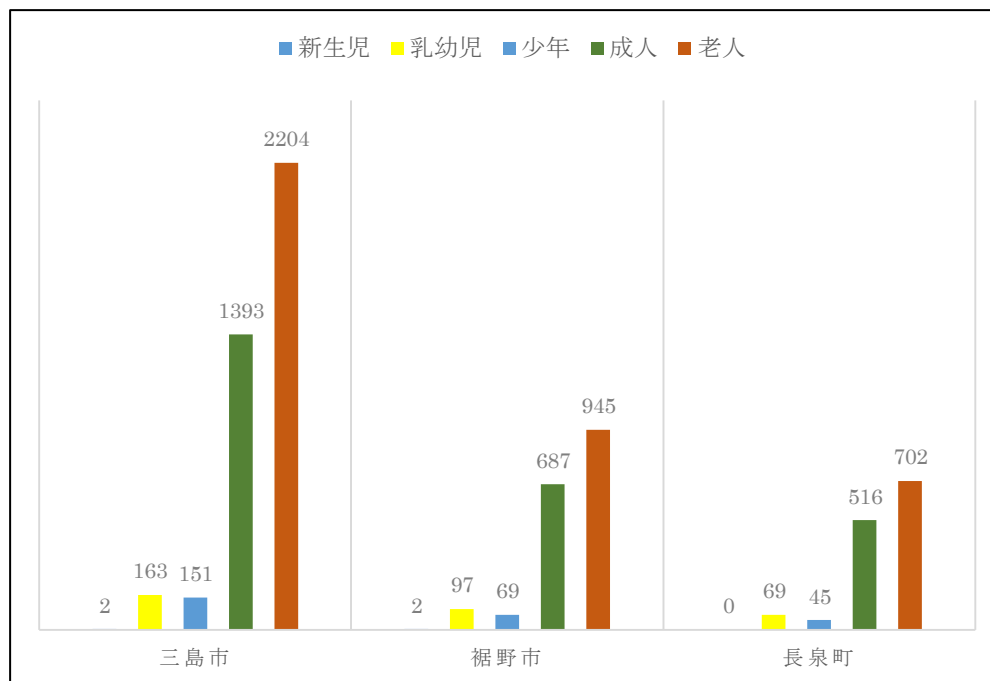
広域化により、救急力を適正に配置することで、増大する救急需要に対応できる。

<sup>14</sup> 各市町の消防施設整備計画実態調査表（平成27年4月1日現在）

<sup>15</sup> 第4類の5施設：製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所

<sup>16</sup> 『日本の地域別将来推計人口』（平成25（2013）年3月推計）

〈平成 26 年中の年齢区分別傷病者救急搬送人員〉



2市1町では、合計 10 台の救急車を運用しているが、消防ポンプ車や救助工作車等との乗り換え運用であり、全ての救急車が活用できない恐れがある。

広域化後は、消防署所で行っている救急車の乗り換え運用から救急隊員の専従への移行を目指すとともに、救急車の有効活用に向けた適正配置と来たる高齢化社会への対応を図る。

## 5 国の財政支援措置の活用

老朽化車両や施設の整備に国の財政支援を受けることにより、大規模災害への対応力の強化、職員教育の充実等を図ることができる。

## 第5 消防本部の規模拡大による災害対応

### 1 大規模災害への相互出動

各市町で集中豪雨により河川が氾濫するなど、大規模な災害等が発生し、当該消防本部のみでは対応困難な場合には、県内応援協定に基づき県内消防本部に応援を求めることとなるが、応援協定に基づく応援には限界（即応性、指揮命令系統の分散など）がある。

平成 27 年 4 月 1 日現在、2 市 1 町の消防職員の定数は、三島市 120 人、裾野市 77 人、長泉町 55 人、合計 252 人となり、一極集中するような災害時の職員動員定数は、単独消防本部に比較し倍以上となる。また情報の一元化により、災害が重複発生した場合

の対応もより迅速となる。

## 2 緊急消防援助隊の派遣・受援体制の強化

2市1町では、平成23年に発生した東日本大震災時に緊急消防援助隊として隊員を派遣した。派遣に際しては、活動隊員はもとより後方支援隊員の外、交代要員の派遣で多くの隊員を一定の期間拘束することとなり、署所の通常業務の継続が困難な状況となった。

静岡県では、東海地震、南海トラフ巨大地震などの災害が想定されており、緊急消防援助隊の受援を円滑に行うことが被害を最小化する方策の一つであり、大規模災害発災時には、全国から多くの支援部隊が投入されるが、各消防署所では、災害対応を行いながら静岡県東部危機管理局への派遣も行いつつ、緊急消防援助隊の受け入れ態勢を整えることが必要となる。職員数が少ない消防本部では、突発性の大規模災害対応に必要な消防力の提供が困難となることが予測されるため、消防広域化により緊急消防援助隊の受援態勢が円滑に進むと共に、業務継続性を高めることが可能となる。

### <各市町の平成27年度緊急消防援助隊登録状況>

市 町	緊急消防援助隊登録隊
三島市	消火隊2隊（10人）・救急隊1隊（3人）
裾野市	消火隊1隊（5人）・救急隊1隊（3人）・支援隊1隊（3人）
長泉町	消火隊1隊（5人）

### <緊急消防援助隊の活動状況<sup>17</sup>>



<sup>17</sup> 総務省消防庁平成26年版消防白書参照

## 第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

### 第1 基本的事項

#### 1 広域化の方式

三島市、裾野市、長泉町による消防広域化の方式は、「一部事務組合」方式とする。

#### 2 広域化の期日

広域化の開始は、平成28年4月1日とする。

#### 3 共同処理する事務

- (1) 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (2) 静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により、関係市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの
  - ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務
  - イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務
  - ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務
  - エ ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく事務

### 第2 組織

#### 1 消防本部の名称

消防本部の名称は、「富士山南東消防本部」とする。

#### 2 消防本部の位置

消防本部の位置は、「三島市南田町4番40号」とする。

#### 3 組織体制

広域化当初の組織体制は、1本部3署5分遣所とし、消防本部は4課、各消防署は5係、裾野消防署、長泉消防署には消防室を設ける。

※ 消防本部の組織体制について、資料編の資料1に示す。

#### 4 消防長及び消防署長の権限

事務の権限については、管理者、消防長、消防署長の権限を明確にし、消防本部の統合による住民サービスの低下を招かないようにする。

#### 5 部隊運用

広域化に伴うメリットを最大限に活用し、現場到着時間の短縮や災害種別及び高速道

路等発災現場ごとの出動車両計画に定めた部隊運用を行う。

## 6 消防指令センター

消防指令センターは、災害による被害を最小に抑えるため、災害受信から活動終了までを一元的に管理し、災害現場への効果的な指揮・命令を行う。

## 7 消防署・分遣所

### (1) 消防署所の名称と位置

消防署は3署5分遣所とし、三島消防署、裾野消防署、長泉消防署とする。

また、三島消防署に北分遣所、錦田分遣所、中郷分遣所を置き、裾野消防署に須山分遣所、茶畑分遣所を置く。

<広域化後の署所>

名 称	位 置
三島消防署	三島市南田町 4-40
北分遣所	三島市文教町 2-1-32
錦田分遣所	三島市谷田（並木） 294-1
中郷分遣所	三島市中島 85-14
裾野消防署	裾野市石脇 515
須山分遣所	裾野市須山 1545-8
茶畑分遣所	裾野市茶畑 850-3
長泉消防署	長泉町中土狩 910-1

※ 消防署所の詳細について、資料編の資料2に示す。

### (2) 出動区域

出動区域は、従来の市町境の概念がなくなるため、現場到着所要時間を勘案した上で災害地点に最も近い署所からの出動を原則として出動区域を調整することで、初動体制の強化を図ることとする。

### (3) 勤務体制

広域化当初における消防署の勤務体制は、現状のままとする。

消防署の交代勤務体制について、2部制、3部制を比較検討してきたが、広域化当初は現状の体制とし、広域化後により効果的な消防活動が確保できる体制を検討し、1年後を目途に勤務体制の統一を図る。

## 【参考】

消防の勤務体制は、「毎日勤務」と「交代勤務」の2つに分けられる。

### 毎日勤務

- 毎日勤務は、8時30分から17時15分までで、一般的な勤務体制である。
- 正規の勤務時間は1日当たり7時間45分であり、1週間の勤務時間は38時間45分となっている。

### 交代勤務

- 交代勤務は、8時30分から翌日の8時30分までの24時間勤務（1当務）であり、当務日、非番日の順で勤務し、交替で休日を指定する。
- 交代勤務は、1当務あたり勤務時間15時間30分（24時間拘束）であり、その他の時間には、休憩・仮眠時間が割り振られている。
- 交代勤務に就く職員は、常時出動可能な体制にあって、主に消防活動の実施に当たる。

### 2部制と3部制

2部制 職員を2部に分け、当務日、非番日の順で隔日に勤務し、交替で休日を指定する体制。

3部制 職員を3部に分け、当務日、非番日、週休日の順に交代で勤務を繰り返し、更に交替で指定勤務日を勤務する体制。

## (4) 車両配置

消防署所の建て替え、移転などが行われない期間は、主要車両の配置は現行のままとする。

## 8 任用

### (1) 職員の身分

- ア 2市1町の消防職員の身分を一部事務組合にすべて引き継ぐこととする。
- イ 当該職員は、構成市町を退職した上で一部事務組合が採用する。ただし、一部事務組合が退職手当に係る静岡県市町総合事務組合に加入するまでの間（平成28年度）は、構成市町からの派遣とする。

### (2) 新規採用職員

一部事務組合で採用する。

（平成28年度新規採用職員は、構成市町での採用とする。）

## 9 給与

### (1) 給料

三島市の給料表に準じ、8級制を採用する。

ただし、平成29年4月1日から適用する。

## (2) 各種手当

### ア 扶養手当

国の基準に準ずる。

### イ 住居手当

国の基準に準ずる。

### ウ 通勤手当

国の基準に準ずる。

ただし、やむを得ず民間駐車場を借用する場合は、加算措置を設ける。

### エ 時間外手当・休日勤務手当・夜間勤務手当

国の基準に準ずる。

### オ 単身赴任手当

国の基準に準ずる。

### カ その他の手当

特殊勤務手当等は、各市町で支給に差が有ることから協議を継続する。

## (3) 退職手当

静岡県市町総合事務組合に加入する。ただし、加入時期は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

## 10 福利厚生

### (1) 共済制度等

共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度等は、関係法規に基づき適切に実施する。

### (2) 互助会制度

職員互助会については、新たな組織・制度を設置する。

## 11 階級

階級は、「消防吏員の階級の基準（昭和 37 年消防庁告示第 6 号）」により、消防長の階級を消防正監とし、以下、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長、消防士の 8 階級制を導入する。

## 12 昇任

新たな制度に統一するための協議を継続する。

## 13 教育、研修等

組織の円滑な運営及び高度化・専門化する業務に対応するため、職員研修及び資格取得等、計画的な人材育成を進める。

#### 1 4 被服等の貸与

新たな制度に統一する。

### 第3 施設等整備計画

#### 1 消防施設計画

三島市、裾野市及び長泉町では、2市1町に跨って連続した市街地が形成されていることや道路網の整備が進んで短時間で往来が可能な地域の一体性を生かして、消防救急力の重複エリアを見直し、現状の消防力を分散管理することを回避し、住民サービスの更なる向上を目指した署所・部隊配置を行う。

今後10年間に北分遣所の一部と茶畑分遣所を統合、併せて中郷分遣所の建て替えを行い、救急車を配置する等の適正配置を進めていく。

また、広域化の共同整備の効果として、2市1町の非常時における緊急車の燃料補給が可能となるよう自家用給油所等の設備整備を検討する。

<統合整備後の署所>

名 称 (仮称)	位 置
三島消防署	三島市南田町 4-40
北分遣所	三島市文教町 2-1-32
錦田分遣所	三島市谷田 (並木) 294-1
中郷分遣所	三島市中島 85-14
裾野消防署	裾野市石脇 515
須山分遣所	裾野市須山 1545- 8
長泉消防署	長泉町中土狩 910- 1
北分遣所の一部と茶畑分遣所を統合した新たな消防施設	2市1町境を想定

※ 施設整備計画の詳細を資料編の資料3に示す。



## 2 車両更新計画

消防車両の更新基準年数は、消防車両 15 年、救急車 10 年又は走行距離 15 万km、はしご車 20 年とする。

車両更新計画は以下のとおりとする。

### <消防車両更新計画>

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
消防ポンプ車	三島1		裾野3		三島3
救急車	三島救3		裾野救1		裾野救3
					長泉救2
特殊車両		三島はしご車		三島工作車	
その他車両	三島防災車		裾野連絡車		三島広報車
	裾野広報車		長泉連絡車		長泉広報車
計	4台	1台	4台	1台	5台

年 度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
消防ポンプ車		裾野5	三島2	裾野4	裾野1
救急車		裾野救5	三島救2	長泉救3	三島救5
		三島救4		裾野救2	
特殊車両	長泉工作車				
その他車両		三島指揮車	三島水槽車	裾野指揮車	裾野連絡車
		裾野連絡車			
計	1台	5台	3台	4台	3台

※ 車両更新計画の詳細を資料編の資料4に示す。

## 3 電算システム

財務会計システムは、三島市が使用しているシステムを利用し、会計処理は、三島市会計課に協力を仰ぎ実施する。

人事給与システムは、三島市と同様のシステムを整備する。

## 第4 経費負担等

### 1 経費の負担割合

負担割合は、基準財政需要額を基本とするが、平成28年度から平成30年度までの3年間は、経過措置として、過去3年間の常備消防費及び消防施設費（非常備消防に係る経費を除く）の決算額の平均年額を基準とする。

平成31年度以降の負担割合については、基準財政需要額割とし、3年ごとに見直しをする。

経常経費、投資的経費は、一つの消防本部となることから、前記の負担割合により負担する。（新たな施設建設は除く。）

<過去3年間の決算額の平均>

(千円)

費目	三島市		裾野市		長泉町		合計額
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
常備消防費(A)	1,112,358	48.83%	655,533	28.77%	510,208	22.40%	2,278,099
消防施設費(B)	38,881	26.87%	89,637	61.94%	16,193	11.19%	144,711
(A)+(B)	1,151,239	47.52%	745,170	30.76%	526,401	21.72%	2,422,810

### 2 財政計画

財政計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間について、財政計画を定める。

※ 財政計画を資料編の資料5に示す。

### 3 財産の取扱い

#### (1) 庁舎等（土地、建物、附属施設）

市町の財産（動産・不動産）については、市町が保有し、一部事務組合に無償貸与する。

借地については関係市町が地権者の合意を得て契約更新する。

#### (2) 備品等

既存備品は、各市町で引き続き台帳管理する。

一部事務組合が整備する新規備品については、一部事務組合の財産とし、財務会計システムの中で適正に管理する。

### (3) 消火栓及び防火水槽

消防水利等については市町の管理する業務となるが、日常点検は一部事務組合で実施する。

<各市町の消防水利の現況>

(基)

種別		三島市		裾野市		長泉町		合計		
		公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	
消火栓		1,322	56	767	10	499	245	2,588	311	
防火水槽	耐震	40m <sup>3</sup> 未満	0	0	6	0	2	48	8	48
		100m <sup>3</sup> 未満	160	109	144	0	56	79	360	188
		100m <sup>3</sup> 以上	6	4	13	0	6	3	25	7
		計	166	113	163	0	64	130	393	243
	非耐震	40m <sup>3</sup> 未満	22	25	36	9	0	5	58	39
		100m <sup>3</sup> 未満	50	16	41	58	19	20	110	94
		100m <sup>3</sup> 以上	0	12	0	0	0	5	0	17
		計	72	53	77	67	19	30	168	150

### (4) 債務の取扱い

各市町の債務は各市町で償還する。

## 第5 消防団との連携確保

消防団事務は、本来市町の業務であることから、各市町で消防団事務を取り扱うこととし、円滑に業務を移行していくため、一部事務組合から各市町へ消防団担当者を派遣する。

<消防団の訓練風景>



## 1 情報の共有化

消防指令センターを核として、各市町の消防団に対し適正な情報発信を行い、連絡体制の強化を図る。また、地域防災力向上を図るためにも消防団の資機材整備に対し、助言指導をしていける関係を保持する。

消防救急デジタル無線の整備に合わせ、消防団車両や詰所への消防無線受令機の整備を行い、災害情報の共有化を図る。

## 2 各種訓練等

消防職員が消防団の各種会議や訓練に積極的に参画し、共に知識技術の伝承を行うと共に、日頃から知識技術の習得に努め、互いに発展する消防を目指す。

## 3 災害時の活動

各市町の消防団と災害情報を共有し、迅速、的確な消防活動ができるよう連携体制を確保する。また、大規模な自然災害や広域災害に対し、消防団からの情報を積極的に収集し、各市町の災害警戒（対策）本部とも情報の共有化を図る。

## 第6 防災・国民保護担当部局との連携確保

### 1 市町防災部局との担当窓口

消防組合における市町防災部局との担当窓口は、各消防署とする。

### 2 災害時の対応

各市町に災害警戒（対策）本部等が設置された場合は、各消防署から各市町災害対策本部に消防署長又は消防署長が指名する責任ある職員を派遣し、相互に情報を共有し、連携を密にししながら、消防の任務を円滑に遂行する体制を確保する。

### 3 平常時の訓練等への参加

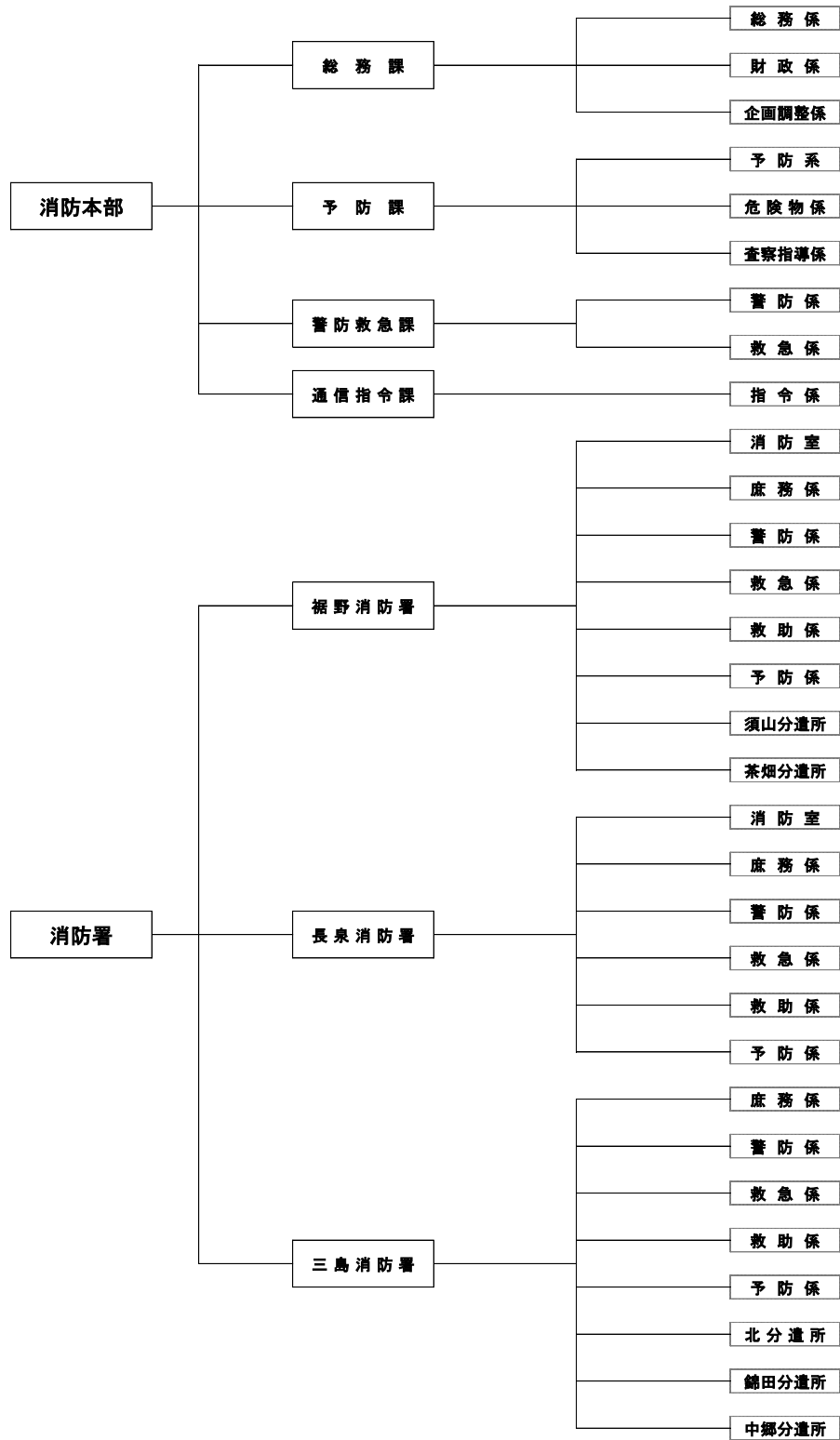
各市町で実施する防災訓練等や防災・国民保護等に関する各種会議に消防署長又は消防署長が指名する責任ある職員が参加するなど、住民の安全・安心を確保できる体制を構築する。

## 第7 各種関係機関との連携確保

防火協会、危険物安全協会、防火クラブ等の各防火団体と連携強固なものにし、予防体制の充実を図るため、各種団体への対応は本部予防課及び各消防署の消防室で実施する。

また、医療機関及び地域メディカルコントロール協議会との連携体制については、救急活動全般に対して、これを医学的に俯瞰・監修し、救急活動の「質の管理」を行う体制を基本として調整する。

消防本部・消防署 組織図



消防署所施設の詳細 資料2

<三島市>

署所名称	建築年月	耐震状況	敷地面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	建築経費 (百万円)	土地所有者	建物所有者	債務の有無
本部・本署	H18.09	有	6466.58	3506.81	947	三島市	三島市	有
北分遣所	S59.01	有	1184.2	288.2	47	三島市	三島市	無
錦田分遣所	H09.03	有※	449.72	225.53	55	三島市	三島市	無
中郷分遣所	S49.05	有※	410.92	158.8	11	三島市	三島市	有
北上分遣所 <sup>18</sup>	S54.05	有	469.0	152.95	25	三島市	三島市	無

<裾野市>

署所名称	建築年月	耐震状況	敷地面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	建築経費 (百万円)	土地所有者	建物所有者	債務の有無
本部・署	H15.03	有	2726.69	3447.8	1,135	裾野市	裾野市	有
			1828.51			一部個人		
茶畑分遣所	S55.12	有※	653.3	184.95	21.3	個人	裾野市	無
須山分遣所	H21.11	有	1991.45	414.49	179	財団法人	裾野市	有

<長泉町>

署所名称	建築年月	耐震状況	敷地面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	建築経費 (百万円)	土地所有者	建物所有者	債務の有無
本部・署	H01.03	有	1515.73	1627.73	277	長泉町	長泉町	無

<sup>18</sup> 平成27年10月6日現在、北分遣所へ一時統合。

※ 非常用自家発電設備未整備

消防施設整備計画

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
		市町境を想定	市町境を想定	市町境を想定	市町境を想定	市町境を想定	三島市	三島市	三島市	三島市	10年度	
		市町境を想定	市町境を想定	市町境を想定	市町境を想定	市町境を想定	三島市	三島市	三島市	三島市	平成37年度	
車両整備	広域化初年度											
	平成28年度											
消防施設整備	場所	市町境を想定	市町境を想定	市町境を想定	市町境を想定	市町境を想定	三島市	三島市	三島市	三島市		
	施設名	新たな消防施設										
	概要	用地調査選定	新用地取得 約1,500㎡	基本・実施設計 RC造2階建て 延床面積 1,000㎡程度	車庫・事務室 仮眠室・浴室 訓練室・会議室	中郷分遣所の整備 に必要となる用地 の調査選定	新用地取得 約3800㎡	基本・実施設計 RC造2階建て 延床面積 500㎡程度	車庫・事務室 仮眠室・浴室 自家発電設備	中郷分遣所建設用地 の取得	施設建設費 及び電気設備・機 械設備等の付帯設 備経費	
	計画概要	2市1町の境に北分 遣所の一部と茶畑 分遣所を統合した 施設整備が必要と なる用地の調査選 定	2市1町の境に北分 遣所の一部と茶畑 分遣所を統合した 施設整備が必要と なる用地の確保 約454坪*350	必要となる消防力が 配置可能となる施設 の基本設計、実施設 計の策定	①施設建設費 ②自家用給油設備 等の機械設備経費	中郷分遣所建設用地 の取得	中郷分遣所建設用地 の取得	必要となる消防力が 配置可能となる施設 の基本設計、実施設 計の策定	施設建設費 施設、電気設備、 機械設備経費 (須山分遣所事業 費を参考)			
	整備経費(案)	1,700	159,000	35,000	450,000	1,400	84,000	18,000	200,000			
	場所			裾野市	裾野市	裾野市	三島市	三島市			三島市	
	施設名			裾野消防署	裾野消防署	茶畑分遣所	三島消防署	三島消防署			中郷分遣所	
	概要			訓練棟塗装工事	訓練棟塗装工事	解体	訓練棟塗装工事				解体	
	計画概要			建設後15年経過 塗装による外壁ALC 版保護 S造 4階建て	建設後15年経過 塗装による外壁ALC 版保護 S造 4階建て	旧茶畑分遣所の解 体経費	建設後15年経過 塗装による外壁ALC 版保護 S造 4階建て				旧中郷分遣所の解 体経費	
	整備経費(案)			12,000		8,000	14,000				8,000	
整備経費概算合計	1,700	159,000	47,000	500,000	9,400	98,000	18,000	200,000	8,000			

※中長期整備計画に盛り込む施設の施設規模、整備経費については総て概算となります。

※設計に掛かる経費は、国交省告示等を参考に記載したものです。





財政計画表

(単位 千円、%)

区分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			平成 32 年度		
	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率
1 市町負担金	2,051,041	90.7	-	2,084,738	89.2	1.6	2,063,055	92.1	-1.0	2,052,558	90.8	-0.5	2,049,501	90.8	-0.1
歳 2 手数料	3,963	0.2	-	4,082	0.2	3.0	4,204	0.2	3.0	4,330	0.2	3.0	4,460	0.2	3.0
3 諸収入	44,720	2.0	-	45,168	1.9	1.0	45,620	2.0	1.0	46,076	2.0	1.0	46,537	2.0	1.0
4 組合債	99,000	4.4	-	180,000	7.7	81.8	106,200	4.7	-41.0	135,000	6.0	27.1	135,000	6.0	0.0
入 5 その他	61,332	2.7	-	22,132	1.0	-63.9	22,132	1.0	0.0	22,132	1.0	0.0	22,132	1.0	0.0
合計	2,260,056	100.0	-	2,336,120	100.0	3.4	2,241,211	100.0	-4.1	2,260,096	100.0	0.8	2,257,630	100.0	-0.1
1 人件費	1,955,878	86.5	-	1,936,319	82.9	-1.0	1,916,956	85.5	-1.0	1,897,766	84.0	-1.0	1,878,808	83.2	-1.0
歳 2 物件費	128,595	5.7	-	132,453	5.7	3.0	136,426	6.1	3.0	140,519	6.2	3.0	144,735	6.4	3.0
3 維持補修費	13,895	0.6	-	14,867	0.6	7.0	15,908	0.7	7.0	17,021	0.8	7.0	18,213	0.8	7.0
4 投資的経費	110,000	4.9	-	200,000	8.6	81.8	118,000	5.3	-41.0	150,000	6.6	27.1	150,000	6.7	0.0
出 5 その他(元利償還金含む)	51,688	2.3	-	52,481	2.2	1.5	53,921	2.4	2.7	54,770	2.4	1.6	65,874	2.9	20.3
合計	2,260,056	100.0	-	2,336,120	100.0	3.4	2,241,211	100.0	-4.1	2,260,096	100.0	0.8	2,257,630	100.0	-0.1
財源過不足額															
(歳入-歳出)			0			0			0			0			0

※負担率は現段階で試算された割合であり、実際の負担率とは誤差がある。

・署所の整備費

区分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			平成 32 年度		
	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率
1 市町負担金	1,700	100.0	-	0	0.0	皆減	1,273	3.5	皆増	1,552	0.3	21.9	6,957	46.5	348.3
歳 2 組合債	0	0.0	-	159,000	100.0	皆増	35,000	96.5	-78.0	500,000	99.7	1,328.6	8,000	53.5	-98.4
入 合計	1,700	100.0	-	159,000	100.0	9,252.9	36,273	100.0	-77.2	501,552	100.0	1,282.7	14,957	100.0	-97.0
歳 1 投資的経費	1,700	100.0	-	159,000	100.0	9,252.9	35,000	96.5	-78.0	500,000	99.7	1,328.6	9,400	62.8	-98.1
出 2 その他(元利償還金)	0	0.0	-	0	0.0	-	1,273	3.5	皆増	1,552	0.3	21.9	5,557	37.2	258.1
合計	1,700	100.0	-	159,000	100.0	9,252.9	36,273	100.0	-77.2	501,552	100.0	1,282.7	14,957	100.0	-97.0
財源過不足額															
(歳入-歳出)			0			0			0			0			0

※署所の整備経費についての負担率は、別途協議して定める。

財政計画表

(単位:千円、%)

区 分	平成 33 年度			平成 34 年度			平成 35 年度			平成 36 年度			平成 37 年度		
	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率
歳 入															
1 市町負担金	2,048,117	90.2	-0.1	2,044,922	90.8	-0.2	2,044,465	90.5	0.0	2,047,364	90.8	0.1	2,043,548	92.4	-0.2
2 手数料	4,594	0.2	3.0	4,732	0.2	3.0	4,874	0.2	3.0	5,020	0.2	3.0	5,171	0.2	3.0
3 諸収入	47,002	2.1	1.0	47,472	2.1	1.0	47,947	2.1	1.0	48,427	2.1	1.0	48,911	2.2	1.0
4 組合債	147,600	6.5	9.3	133,200	5.9	-9.8	139,500	6.2	4.7	133,200	5.9	-4.5	92,700	4.2	-30.4
5 その他	22,132	1.0	0.0	22,132	1.0	0.0	22,132	1.0	0.0	22,132	1.0	0.0	22,132	1.0	0.0
合 計	2,269,445	100.0	0.5	2,252,458	100.0	-0.7	2,258,918	100.0	0.3	2,256,143	100.0	-0.1	2,212,462	100.0	-1.9
歳 出															
1 人件費	1,860,021	81.9	-1.0	1,841,421	81.8	-1.0	1,823,007	80.7	-1.0	1,804,777	80.0	-1.0	1,786,729	80.7	-1.0
2 物件費	149,077	6.6	3.0	153,549	6.8	3.0	158,156	7.0	3.0	162,900	7.2	3.0	167,787	7.6	3.0
3 維持補修費	19,488	0.9	7.0	20,852	0.9	7.0	22,312	1.0	7.0	23,874	1.0	7.0	25,545	1.2	7.0
4 投資的経費	164,000	7.2	9.3	148,000	6.6	-9.8	155,000	6.9	4.7	148,000	6.6	-4.5	103,000	4.7	-30.4
5 その他(元利償還金含む)	76,859	3.4	16.7	88,636	3.9	15.3	100,443	4.4	13.3	116,592	5.2	16.1	129,401	5.8	11.0
合 計	2,269,445	100.0	0.5	2,252,458	100.0	-0.7	2,258,918	100.0	0.3	2,256,143	100.0	-0.1	2,212,462	100.0	-1.9
財源過不足額 (歳入-歳出)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	負担額	負担率	伸率	負担額	負担率	伸率	負担額	負担率	伸率	負担額	負担率	伸率
三島市 負担金	1,066,045	52.05	-0.1	1,064,382	52.05	-0.2	1,064,144	52.05	0.0	1,065,653	52.05	0.1
裾野市 負担金	541,317	26.43	-0.1	540,473	26.43	-0.2	540,352	26.43	0.0	541,118	26.43	0.1
長泉町 負担金	440,755	21.52	-0.1	440,067	21.52	-0.2	439,969	21.52	0.0	440,593	21.52	0.1

※負担率は現段階で試算された割合であり、実際の負担率とは誤差がある。

・署所の整備費

区 分	平成 33 年度			平成 34 年度			平成 35 年度			平成 36 年度			平成 37 年度		
	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率	決算見込額	構成	伸率
歳 入															
1 市町負担金	12,240	12.7	75.9	14,371	44.4	17.4	35,345	15.0	145.9	37,584	82.4	6.3	41,145	100.0	9.5
2 組合債	84,000	87.3	95.0	18,000	55.6	-78.6	200,000	85.0	1,011.1	8,000	17.6	-96.0	0	-	皆減
合 計	96,240	100.0	543.4	32,371	100.0	-66.4	235,345	100.0	627.0	45,584	100.0	-80.6	41,145	100.0	-9.7
歳 出															
1 投資的経費	84,000	87.3	793.6	18,000	55.6	-78.6	200,000	85.0	1,011.1	8,000	17.6	-96.0	0	-	皆減
2 その他(元利償還金)	12,240	12.7	120.3	14,371	44.4	17.4	35,345	15.0	145.9	37,584	82.4	6.3	41,145	100.0	9.5
合 計	96,240	100.0	543.4	32,371	100.0	-66.4	235,345	100.0	627.0	45,584	100.0	-80.6	41,145	100.0	-9.7
財源過不足額 (歳入-歳出)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※署所の整備経費についての負担率は、別途協議して定める。

## 消防の広域化に対する財政措置(平成27年度)

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的に財政措置を行う。

### 市町村分

1 消防広域化準備経費 [特別交付税]  
消防の広域化に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費 [特別交付税]

消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。  
 ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更に伴い必要となる経費  
 ③業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備 [緊急防災・減災事業債]

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

※ 消防署所等 消防署、出張所及び指令センター

(3) (1)、(2)以外の整備 [一般単独事業債]  
 充当率90% [通常充当率: 75%]

4 消防指令センター(指令装置等)の整備 [緊急防災・減災事業債]

国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

5 消防用車両等の整備 [緊急防災・減災事業債]

広域消防運営計画等に基づき消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

6 その他

○ 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

### 緊急防災・減災事業債

#### ○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

#### ○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

### 都道府県分

1 消防広域化推進経費

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域対象市町村に対する支援に要する経費 [特別交付税]

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。